

長崎県北部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)北区計第3070号、3071号、3513号、3514号を傍線を付した部分のように改める。また、北区計第3072号を廃止する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和7年5月30日付け長崎県告示第294号により公示した内容と変更ないため省略する。

【変更】 ※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第3070号	長崎県平戸市田平町以善免以善浦地先	次の1、イ、ロ、ハ、10の各点を順次結んだ直線、2、3、4の各点を順次結んだ直線、5、6を結んだ直線及び、8、9、10の各点を順次結んだ直線及び1から2に至る最高潮時海岸線、4から5に至る最高潮時海岸線、6から7を経て8に至る最高潮時海岸線によって囲まれる区域	1 平戸市田平町以善免以善浦赤岩突端(北緯33度18分23秒、東経129度35分4秒) 2 同市同町同免以善浦砥石丸山作業所石垣付根(北緯33度18分31秒、東経129度35分1秒) 3 同市同町同免曇蛙島北端(北緯33度18分26秒、東経129度34分54秒) 4 同市同町同免以善浦枯松の島の南奥突端(北緯33度18分32秒、東経129度34分51秒) 5 同市同町同免以善浦大岩標識(北緯33度18分29秒、東経129度34分49秒) 6 同市同町同免小島北西の鼻奥端(北緯33度18分23秒、東経129度34分51秒) 7 同市同町同免小島北の鼻奥端(北緯33度18分21秒、東経129度34分56秒) 8 同市同町同免小島北東の鼻標識(北緯33度18分16秒、東経129度34分56秒) 9 同市同町同免小島南東大岩標識(北緯33度18分11秒、東経129度34分50秒) 10 同市同町同免小島南側東瀬標識(北緯33度18分9秒、東経129度34分51秒)	イ 1と7を結ぶ直線上7から70メートルのところ(北緯33度18分22秒、東経129度34分58秒) ロ 10から71度23分287メートルのところ(北緯33度18分12秒、東経129度35分1秒) ハ 10から91度125メートルのところ(北緯33度18分9秒、東経129度34分56秒)	第1種真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第3071号	長崎県平戸市田平町以善免小島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免小島西の鼻奥端(北緯33度18分22秒、東経129度34分45秒) 2 同市同町同免小島南西大岩標識(北緯33度18分20秒、東経129度34分46秒) 3 同市同町同免小島南西海岸標識(北緯33度18分18秒、東経129度34分47秒)	イ 1から265度60メートルのところ(北緯33度18分22秒、東経129度34分42秒) ロ 1から265度180メートルのところ(北緯33度18分22秒、東経129度34分38秒) ハ 2から255度180メートルのところ(北緯33度18分18秒、東経129度34分39秒) ニ 2から255度130メートルのところ(北緯33度18分19秒、東経129度34分41秒) ホ 3から260度135メートルのところ(北緯33度18分17秒、東経129度34分41秒) ヘ 3から260度75メートルのところ(北緯33度18分18秒、東経129度34分44秒)	第1種真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			1	2									
北区計第3513号	長崎県平戸市田平町下寺免中網代地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町下寺免中網代ブロック標識A (北緯33度19分52秒、東経129度34分7秒) 2 同市同町同免中網代ブロック標識B (北緯33度19分53秒、東経129度34分9秒)	イ 1から13度59メートルのところ (北緯33度19分54秒、東経129度34分7秒) ロ 1から13度159メートルのところ (北緯33度19分57秒、東経129度34分8秒) ハ 2から13度150メートルのところ (北緯33度19分58秒、東経129度34分10秒) ニ 2から13度50メートルのところ (北緯33度19分55秒、東経129度34分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続		

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			1	2									
北区計第3514号	平戸市田平町下寺免生向地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町下寺免生向奥ケンテブ ロック標識 (北緯33度19分58秒、東経129度34分33秒) 2 同市同町同免生向鎌倉神社北西端大岩 標識 (北緯33度20分9秒、東経129度34分22秒)	イ 1から245度70メートルのところ (北緯33度19分57秒、東経129度34分31秒) ロ 1から245度180メートルのところ (北緯33度19分56秒、東経129度34分27秒) ハ 2から262度150メートルのところ (北緯33度20分8秒、東経129度34分17秒) ニ 2から274度50メートルのところ (北緯33度20分9秒、東経129度34分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-		継続		

【廃止】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			1	2									
北区計第3072号	長崎県平戸市田平町以善免小島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市田平町以善免小島西の鼻突端標識 (北緯33度18分23秒、東経129度34分44秒) 2 同市同町同免小島西側海岸標識 (北緯33度18分19秒、東経129度34分46秒)	イ 1から261度150メートルのところ (北緯33度18分22秒、東経129度34分39秒) ロ 1から261度225メートルのところ (北緯33度18分22秒、東経129度34分36秒) ハ 2から255度265メートルのところ (北緯33度18分17秒、東経129度34分36秒) ニ 2から255度190メートルのところ (北緯33度18分18秒、東経129度34分39秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	-	イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続		

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和7年5月30日付け長崎県告示第294号により公示した内容と変更ないため省略する。